

参考資料5

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案の国会審議状況等について

○ 国会提出 平成17年3月4日（平成17年閣法第62号）

○ 審議

参議院（先議）		衆議院	
本会議	4月6日 趣旨説明、質疑	厚生労働委員会	6月8日 提案理由説明
厚生労働委員会	4月7日 提案理由説明		6月10日 質疑①（4H）
	4月12日 質疑①（6H）		6月15日 質疑②（4.5H）
	4月14日 参考人質疑		6月15日 採決（可決） 附帯決議（可決） （別紙参照）
	4月19日 質疑②（6H）		
	4月19日 採決（可決）		
本会議	4月20日 採決（可決）	本会議	6月16日 採決（可決・成立）

○ 公布閣議 6月17日

○ 法律公布 6月22日（平成17年法律第71号）

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案に対する附帯決議（衆議院厚労委 17. 6. 15）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 政府は、厚生年金病院の整理合理化計画については、地域の医療体制を損なうことのないように、十分に検証した上で策定すること。
- 二 政府は、終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ること。また、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、老人ホームを譲渡又は廃止するに当たっては、入居者の新たな生活の場を確保するよう十分配慮すること。
- 三 機構は、各種施設の売却に当たっては、地元自治体とも事前に相談すること。
- 四 施設譲渡又は廃止に当たっては、施設に従事する者の雇用に十分配慮すること。